緑地公園駅地区

交通バリアフリー基本構想

大阪府　豊中市

緑地公園駅地区 交通バリアフリー基本構想

目　次

１．目的及び位置付け　1

２．選定理由　1

３．地区の現況　3
（１）概要
（２）施設配置状況
（３）交通施設の現況
（４）地区の動向
（５）地区の問題点と課題

４．バリアフリー化に関する基本的な考え方　15

５．特定経路等　17
（１）特定経路
（２）歩行空間ネットワーク

６．バリアフリー化の事業内容とスケジュール　21
（１）公共交通特定事業
（２）道路特定事業
（３）交通安全特定事業
（４）その他の事業

７．関連して実施する事業　37
（１）西口改札のスロープの設置
（２）市道寺内第１２号線の歩道設置
（３）服部緑地の視覚障害者誘導用ブロックの設置
（４）都市計画道路勝部寺内線の早期実現化
（５）バリアフリーマップの作成

８．長期的課題　37

９．今後の進め方　38
（１）特定事業計画等
（２）事業実施
（３）今後の体制

１０．策定の経過　39
（１）委員会の開催
（２）ワークショップの開催
（３）パブリックコメント
（４）関係機関との協議
（５）その他の経過

１１．付属資料　42

１．目的及び位置づけ

豊中市では、現在、市における交通のバリアフリー化の基本的な考え方及び整備方針について「豊中市交通バリアフリー化の基本方針」として、とりまとめています。

この中で特に重点的、かつ一体的な整備が必要な駅周辺地区については、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成 12 年 11 月 15 日施行、法律第 68 号)」（以下、交通バリアフリー法という）に基づいて、基本構想を策定し、バリアフリー化を進めるよう定めています。

本「緑地公園駅地区交通バリアフリー基本構想」（以下、地区構想という）は、交通バリアフリー法第６条第１項に基づき、北大阪急行電鉄緑地公園駅周辺地区において、高齢者及び身体障害（児）者など、誰もが安全で便利に移動できるようにするため、バリアフリー化に関する基本的な考え方と実施すべき事業を示したものです。

なお本地区構想は、高齢者、身体障害者等の市民及び事業者の参加による「豊中市交通バリアフリー基本構想検討委員会」とワークショップにおける議論、並びにワークショップの一環として行った本地区での現地点検調査、市民を対象としたアンケート調査及び個別のヒアリング調査などの意見を踏まえ、策定したものです。

２．選定理由

本地区構想は、モデルケースとして、交通バリアフリー法に基づく、豊中市の基本構想の第１号として策定しましたが、その選定理由は次のとおりです。

（１）緊急性

・本地区では、下記のような事業が、事業化に向け動き出しており、これら計画相互の関連性や一体的なバリアフリー化を図るため、早急に基本構想をとりまとめる必要がある。

① 平成１４年度着手予定の駅構外地下道(市道東寺内町歩第２号線)のエレベーター計画

② 平成１５年度着手予定の駅構内のエレベーター計画

③ 平成１５年春開業予定の複合福祉施設計画

④ 服部緑地公園のバリアフリー化計画

（２）利用者数

・緑地公園駅地区の乗降客数は、約 34,000 人で、特定旅客施設の要件である 5,000 人を越えている。

（３）配置要件

・緑地公園駅からの徒歩圏（おおよそ 500m から 1km 程度）に高齢者や障害者等がよく利用する施設として次のようなものがある。

①複合福祉施設(事業中)、②服部緑地公園、③千里山病院、④寺内会館など

詳細は、３章（２）を参照。

（４）課題要件

・緑地公園駅構内及び駅構外にエレベーターがない等、駅並びに駅と施設間との経路において、様々な課題があり、バリアフリー化のための事業を実施する必要性がある。

詳細は、３章（５）を参照。

（５）効果要件

・駅構内及び構外のエレベーター設置、周辺道路及び服部緑地の緑道のバリアフリー化並びに信号の音響化等の事業を重点的かつ一体的に実施することが、都市機能の増進を図る上で有効かつ適切である。

３．地区の現況

（１）概要

図のように「緑地公園駅地区」は豊中市の東部に位置し、寺内一丁目、二丁目、東寺内町により構成される地区（約４８ｈａ）とします。

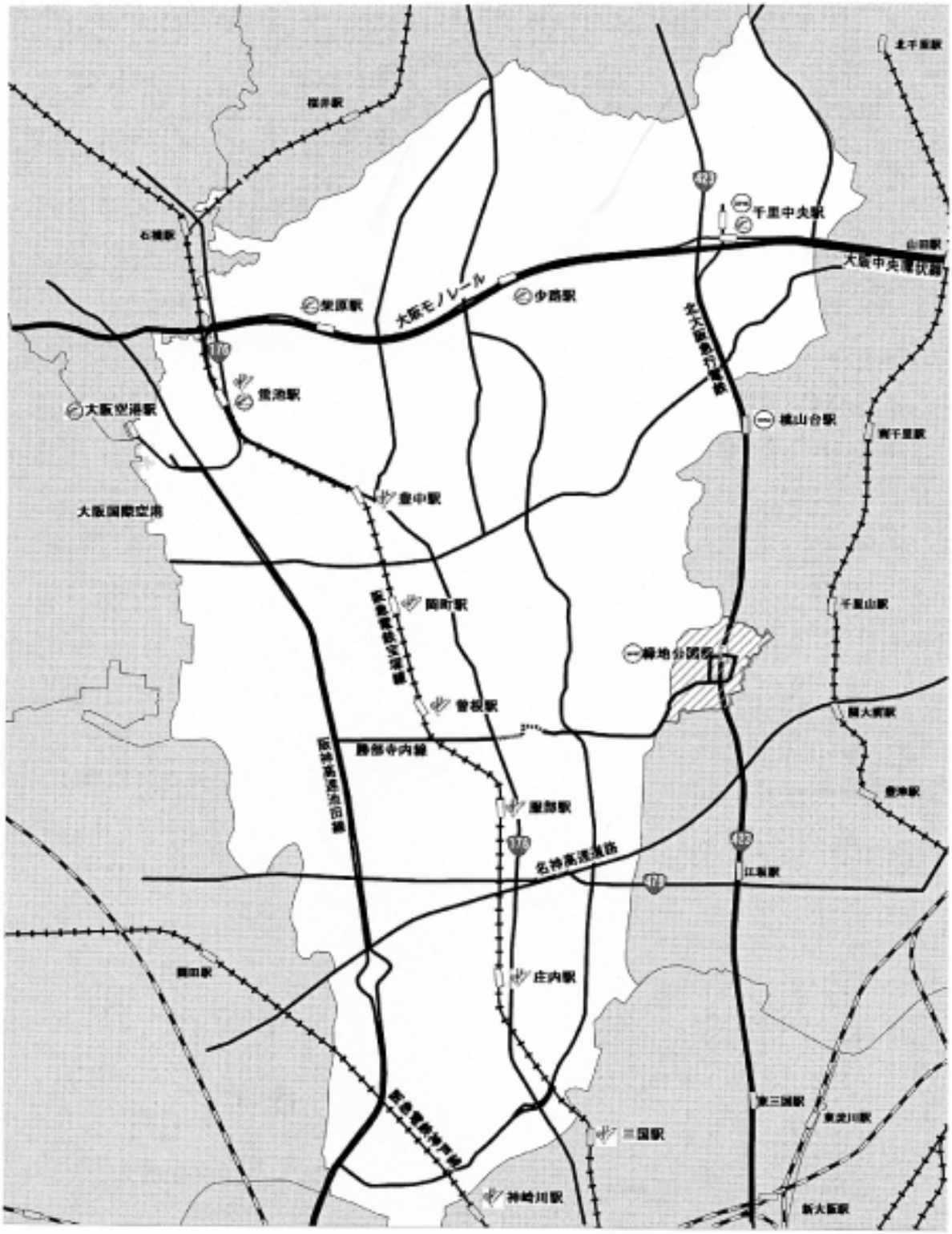

図－１　対象地区位置図

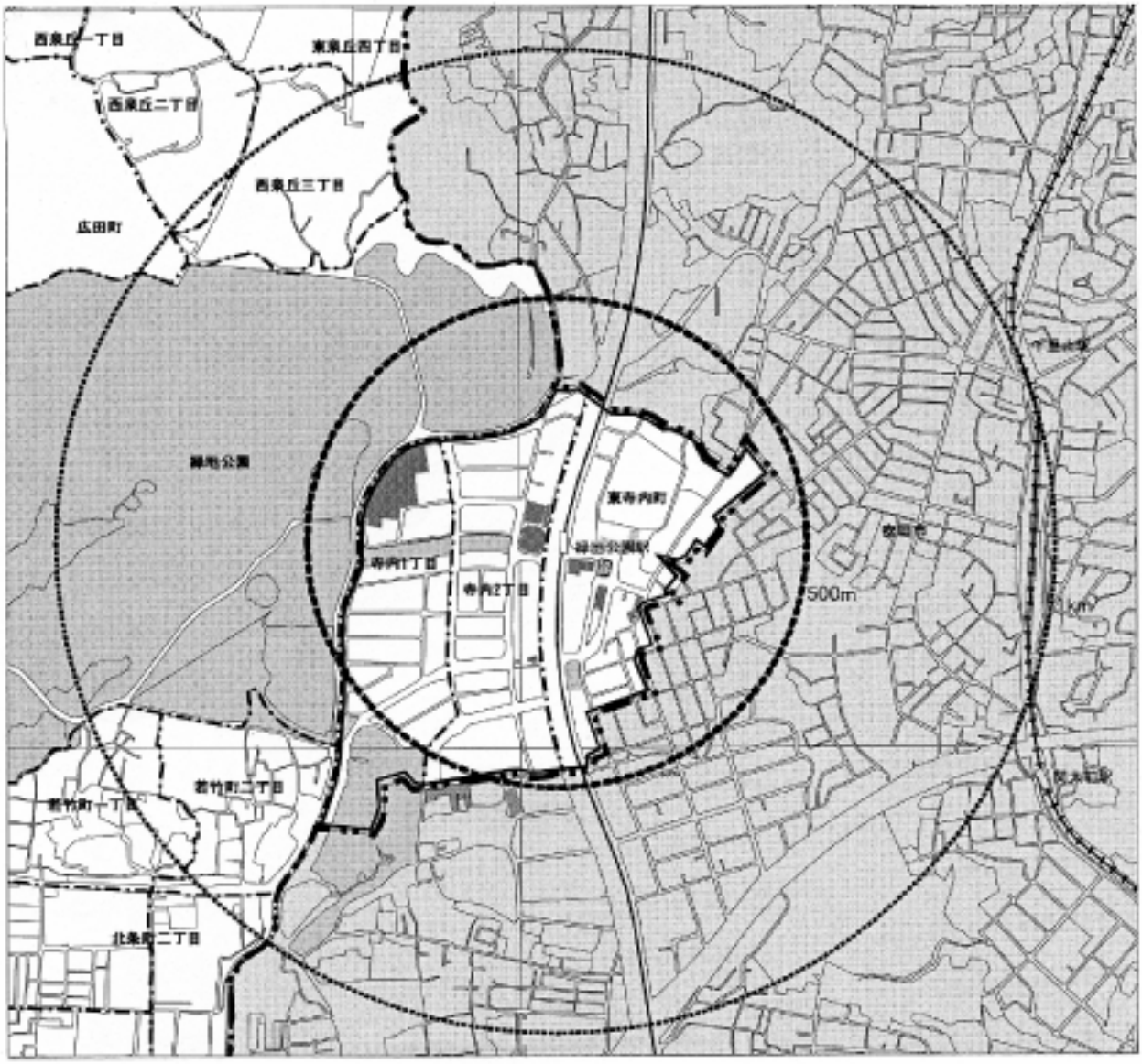

図－２　「緑地公園駅地区」周辺図

○地形

本地区は、緑地公園駅を頂点として、北、西、南に向かって下り勾配となっており、その高低差は約７～２１ｍです。東北に向かっては上り勾配で、その高低差は約２０ｍです。このように地区全体で坂の多いまちになっています。

○人口

本地区の人口は約 8,500 人、高齢化率は約 9%となっています。

○地区の沿革

昭和 30 年～40 年代の千里ニュータウンの開発に合わせて、新御堂筋(国道 423 号)、北大阪急行電鉄、寺内土地区画整理などの事業が動き出し、本地区は昭和 52 年度に完成しています。

（２）施設配置状況

本地区の施設の配置状況は図－３のとおりです。

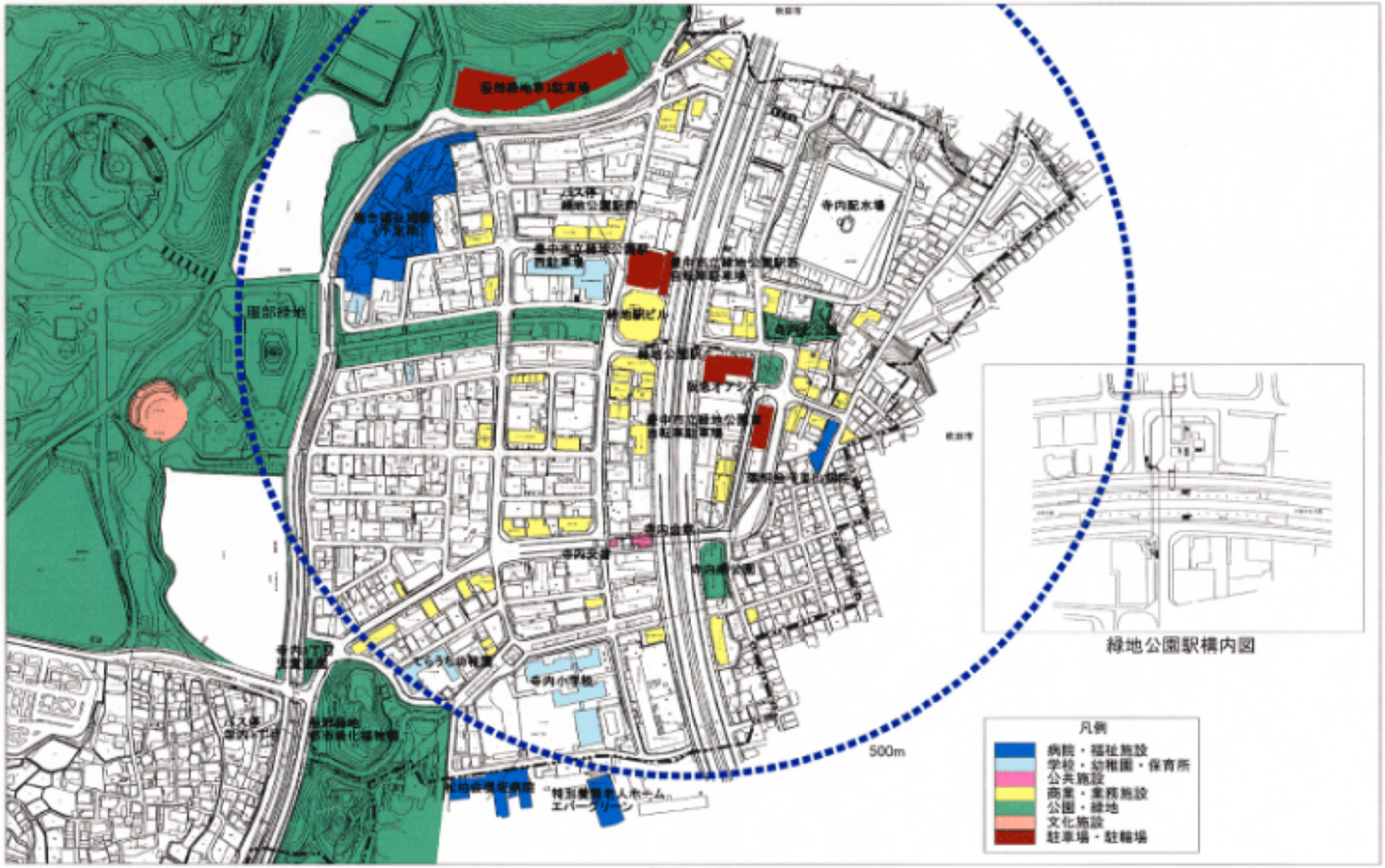
緑地公園駅構内図
500m
凡例
病院・福祉施設
学校・幼稚園・保育所
公共施設
商業・業務施設
公園・緑地
文化施設
駐車場・駐輪場

図－3　施設配置図

（３）交通施設の現況

○北大阪急行電鉄　緑地公園駅

・ホーム

地下・相対式２面（千里中央方面、江坂方面）

・改札口

中央改札・地下２階（自動改札機５＋車いす対応用１）

西口改札・駅ビルＢ１階（自動改札機４＋車いす対応用１）

・高低差

中央改札と地上との高低差は約8.4m

・中央改札からホームへの連絡

階段とエスカレーター(昇りのみ)が設置

・乗降客数

約３万４千人で、豊中市内では千里中央、豊中、庄内に次いで４番目

・端末手段

駅までの移動手段をみると、徒歩が圧倒的に多い(約９割)

・地下道

中央改札前の地下道(市道東寺内町歩第２号線)は、約２万６千人(/日)が利用

○バス

バス停「緑地公園駅前」からは阪急バスが２系統を運行しているが、本数は少ない(各９本/日)。なお同系統は中型のノンステップバス又はワンステップバスを使用。

（４）地区の動向

- 旧サボテン公園跡地に複合福祉施設が平成 15 年春開業予定であり、今後、高齢者及び身体障害者などの駅利用者の増加が見込まれる。
- 駅構内、構外共エレベーターがなく、強い要望を受け、エレベーター設置に向け動き出している。
- 服部緑地公園では、「らくらくワンルート事業」として駅から公園内の円形花壇等への車いすでのアクセスルートの確保を目指したバリアフリー化事業を予定している。
- 北西の西泉丘地区において西泉丘土地区画整理事業が実施中であり、完成後には駅利用者の増加が見込まれる。

（５）地区の問題点と課題

138 人の参加による現地点検調査を含む５回のワークショップ及びアンケート調査等から、以下の点が地区の課題として明らかになりました（主なものを図-4 に示しています)。なお、これらの指摘事項等の詳細は、付属資料の(8)バリアフリーに関する意見集約、(9)緑地公園駅地区の指摘事項、を参照してください。

○駅舎及び車両

- 中央改札口とホームとの経路上にエレベーターがない。
- 西口改札口と隣接する駅ビル地下１階とは約１ｍの高低差があるが、階段しかない。
- 視覚障害者誘導案内用設備が十分でない。

・ 視覚表示設備が十分でない。
・ トイレの段差、スペース、緊急ボタンなどに問題がある。
・ 改札は使いにくく、車いすが通れる自動改札機がない。
・ 券売機が使いにくい。特に車いす利用者、視覚障害者、聴覚障害者にとって。
・ ホームに非常通報装置がない。
・ 待合室に車いすスペースがない。
・ 車両連結部への転落防止装置がない。
・ 車内の文字案内がない。
・ 地下道（市道東寺内町歩第２号線）、駅構内、駅ビル間の階段、手すり、誘導用ブロックなどにおいて連続性や統一性がない。

○バス

・ 本数が少なく、利便性がよくない。

○道路

・ 中央改札口から地上への経路は東西方向とも約８ｍの高低差があるが、階段しかない。
・ 地区の地形的特質から、坂が多い。寺内第 12 号線は約９％、東寺内線は 10%を超えている。
・ 地区が構築された時期が昭和 40 年代であるため、現在のバリアフリー構造基準に適合していない。歩道はマウントアップ型を標準としているので、急なすりつけ、段差、凹凸などが生じている区間もある。
・ 地区の中央を南北に国道 423 号及び北大阪急行電鉄が通っているため、地区の東西が分断され、連絡路が限られている。
・ 国道 423 号、地区西側の高川、服部緑地の存在及び地区東側が市境となっているため、地区外との連絡ルートが少ない。また都市計画道路勝部寺内線と国道 423 号との交差点が閉鎖されていることもあり、一層連絡が悪く、地区外へ連絡できる幅員７ｍ程度の市道寺内第 12 号線に自動車及び歩行者が集中している。
・ 本地区は南北の大阪都心方向へは利便性が良いが、短絡に結ぶ道路が不足しているため市役所、警察署、市民会館等がある市の中心部との東西の利便性は悪い。
・ 駅周辺及び寺内小学校周辺などに迷惑駐車が多く、通行の障害及び安全性の低下を招いている。
・ 駅の出入口周辺などに迷惑駐輪が多く、通行の障害となっている。
・ 歩道の段差や凹凸、通行を阻害する植栽、看板などが放置されており、適切な管理が行われていない。
・ 視覚障害者誘導用ブロックや案内施設が不足している。
・ 駅前広場がない。

○信号

・ 信号に音響施設がない。
・ 信号ボタンの位置が悪い。
・ 信号柱が通行に支障。

○公園

・ 駅前から緑地公園へのメインアプローチとなる緑道への経路のうち、地上部からは幅約 2m 弱の階段しかない。

・ 西口改札から駅ビル内を経て、緑道に至るルートはスロープとなっているが、勾配が約 12%と急なものになっている。
・ 視覚障害者誘導用ブロックや案内施設が不足している。

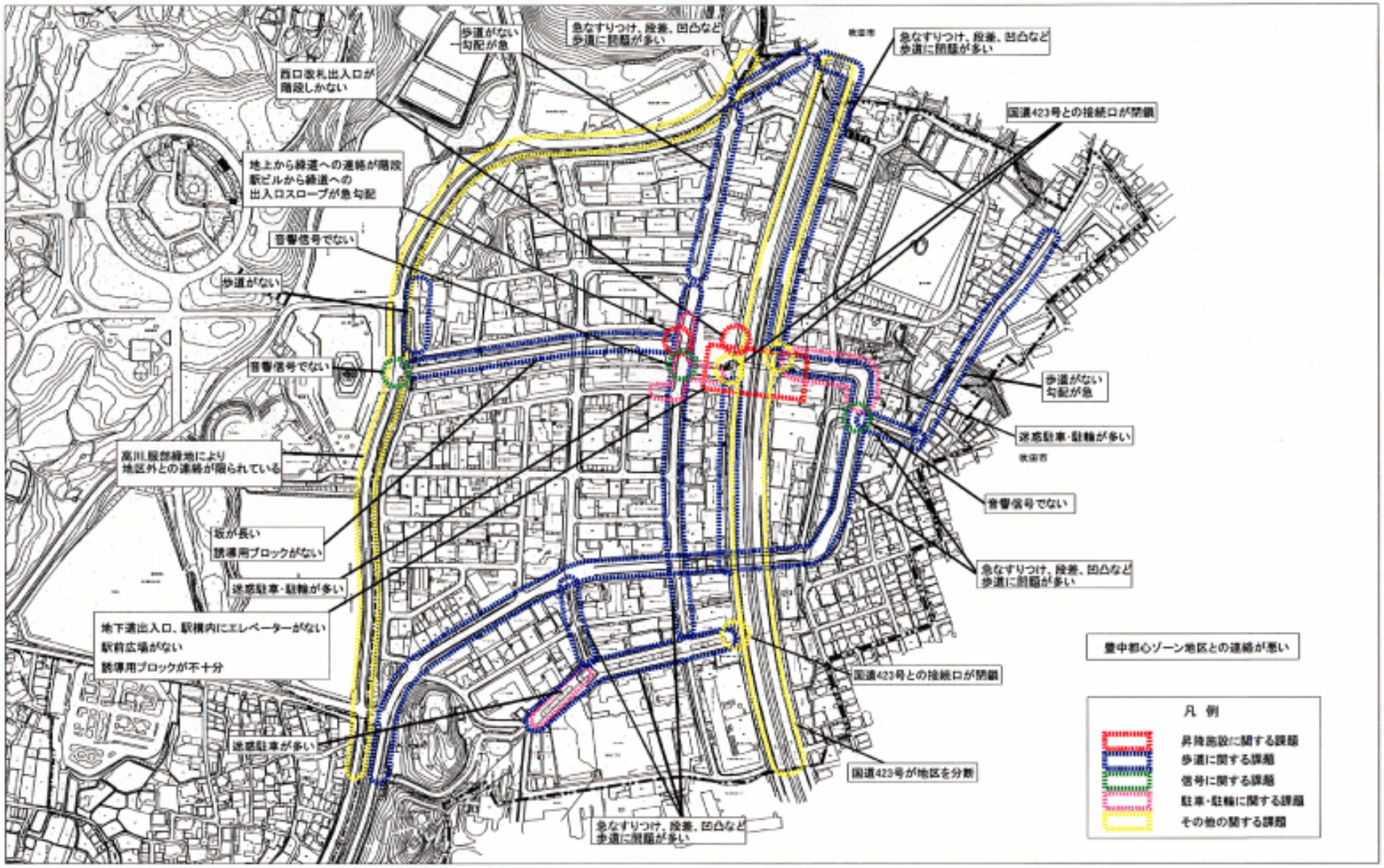

図－4　緑地公園駅地区　バリアフリーに関する課題

４．バリアフリー化に関する基本的な考え方

緑地公園駅地区におけるバリアフリー化に関する基本的な考え方は、別に定める「豊中市交通バリアフリー化の基本方針」に基づきます。

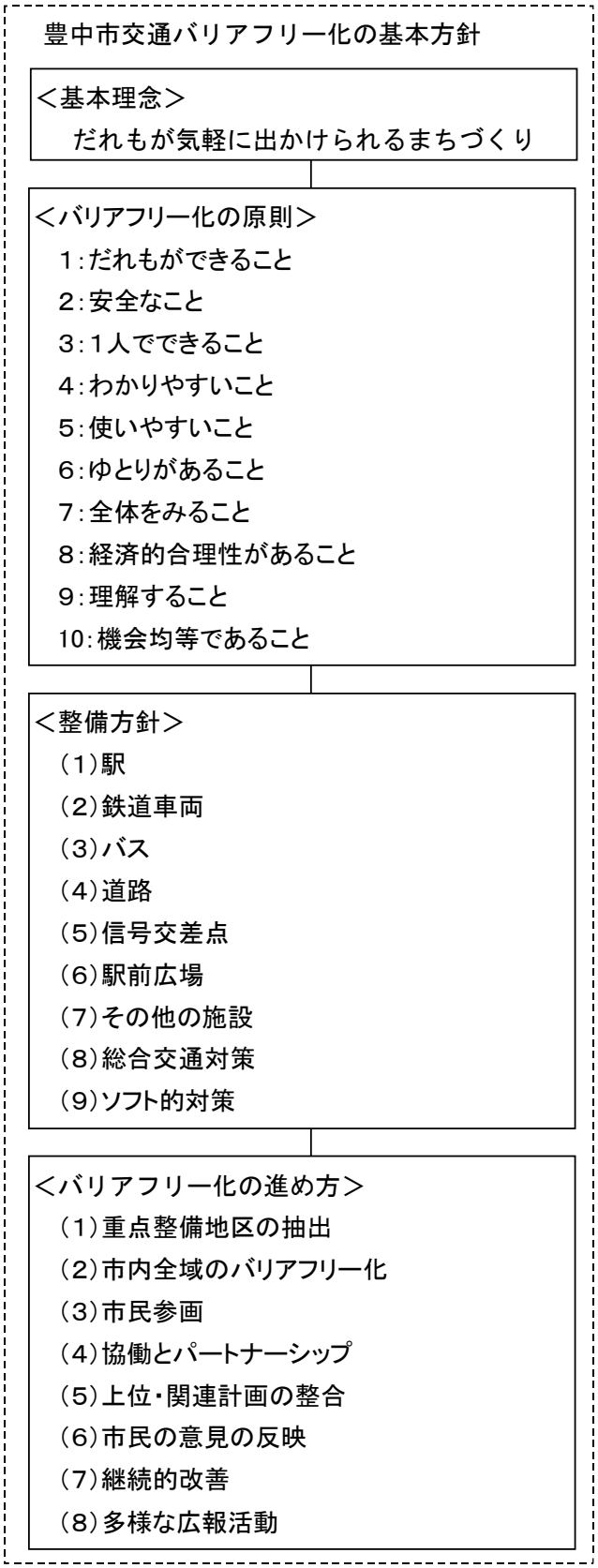

図－５　豊中市交通バリアフリー化の基本方針の構成

なお本地区特有の課題に対する基本的な方針は次のとおりです。

（１）地上から地下道(市道東寺内町歩第２号線)、改札口を経てホームに至る経路のバリアフリー化を図るため、エレベーターを設置します。

（２）緑地公園駅と西の服部緑地及び複合福祉施設を結ぶルート、東の千里山病院を結ぶルート、北のバス停「緑地公園駅前」を結ぶルート並びに南の寺内会館を結ぶルートについては、高齢者、障害者及びその他の市民が最もよく利用するルートであるため、特定経路とし、重点的にかつ速やかにバリアフリー化を進めます。

（３）特定経路上の信号については、全て音響信号とします。

（４）当地区の交通施設の多くは昭和 40 年代に建設されたものであるため、歩道構造など現在のバリアフリー構造基準には適合していません。このため、次の大規模改修時、または必要に応じ、基準に適合したものに改善します。

（５）当地区は国道 423 号が通っているため、東西が分断され不便を強いられています。このため、利用状況の推移を踏まえ、連絡強化を図るよう検討します。

（６）坂の多い地区なので、可能な限り、勾配を緩和し、休憩施設を設けます。

（７）地区外との連絡ルートが少ないため、地区外へ連絡できる市道寺内第 12 号線に自動車及び歩行者が集中しています。現況幅員での歩道設置は難しい状況でありますが、地区全体の交通の流れを踏まえ、一方通行化による歩道設置を検討します。

（８）当地区と市の中心部を短絡に結ぶ道路がないため、不便を強いられています。そこで東西の連絡強化を図ります。

５．特定経路等

（１）特定経路

交通バリアフリー法第２条第７項第２号で規定する特定経路は、図－６のとおり、緑地公園駅と西の服部緑地公園、複合福祉施設(予定)を結ぶルート（ルートA)、駅と東の千里山病院とを結ぶルート（ルートB)、駅と北のバス停「緑地公園駅前」を結ぶルート(ルートC)、駅と南の寺内会館、寺内交番を結ぶルート(ルートD)の４ルートとし、以下の路線とします。

なお、特定経路とは、駅と高齢者、身体障害者等が利用する官公庁施設、福祉施設、その他の施設とを結ぶ経路をいいます。

＜特定経路＞

ルートＡ：緑地公園駅～服部緑地公園・複合福祉施設

路線名	延長	管理者
市道 東寺内町歩第２号線	８５ｍ	豊中市
市道 緑地公園駅前線(一部)	６５ｍ	豊中市
市道 寺内歩第１号線	２０ｍ	豊中市
市道 寺内第14号線	１５ｍ	豊中市
服部緑地の緑道	３４５ｍ	大阪府
市道 寺内第１号線(一部)	６０ｍ	豊中市
府道 熊野大阪線	１０ｍ	大阪府
（延長計）	６００ｍ	

ルートＢ：緑地公園駅～千里山病院

路線名	延長	管理者
市道 勝部寺内線(一部)	１５０ｍ	豊中市
市道 東寺内線(一部)	５５ｍ	豊中市
（延長計）	２０５ｍ	

ルートＣ：緑地公園駅～バス停「緑地公園駅前」

路線名	延長	管理者
市道 寺内第14号線	１０５ｍ	豊中市
（延長計）	１０５ｍ	

ルートＤ：緑地公園駅～寺内会館・寺内交番

路線名	延長	管理者
市道 緑地公園駅前線(一部)	２００ｍ	豊中市
市道 勝部寺内線(一部)	７０ｍ	豊中市
国道423号(一部)	２００ｍ	大阪府
（延長計）	４７０ｍ	

（総合計）　１３８０ｍ

（２）歩行空間ネットワーク

交通バリアフリー法の規定にはよりませんが、市民が地区内の徒歩による駅及び施設相互の移動に、よく利用すると考えられる道路網を歩行空間ネットワークと位置づけ、図－６のとおりとします。

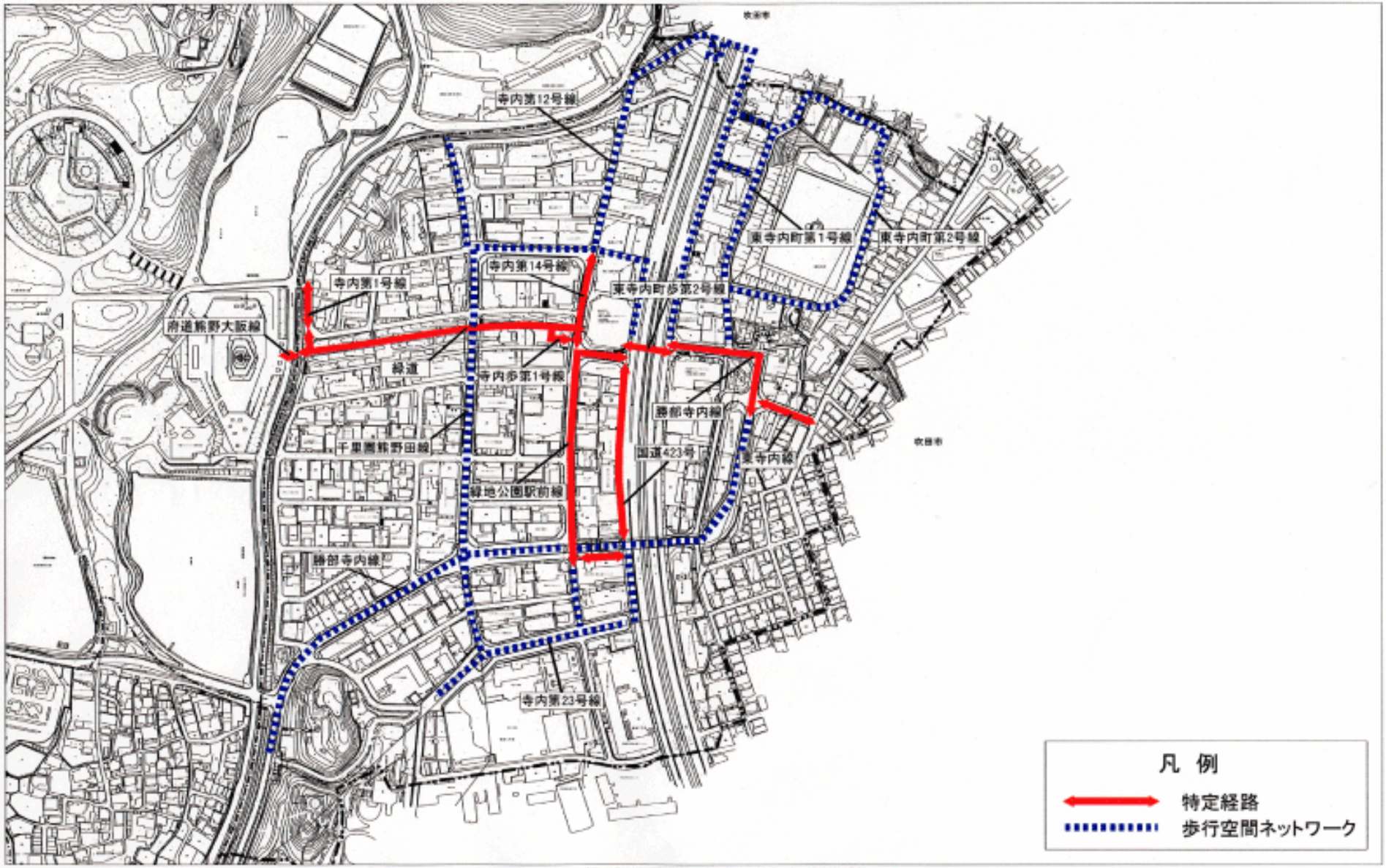

図－6　緑地公園駅地区　特定経路等

６．バリアフリー化の事業内容とスケジュール

交通バリアフリー法第２条第７項第９号、11 号及び 12 号に基づくバリアフリー化の事業内容は次のとおりとします。また、主な公共交通特定事業を図－７に、それ以外の主な特定事業を図－１１に示しています。

なお、これらは現地点検調査を含むワークショップ等で指摘された課題を基にした事業です。

（１）公共交通特定事業

ａ）鉄道

	箇所	内容	H14 スケジュール H22
1	エレベーター	改札とホームを結ぶエレベーター設置 上り：千里中央方面・下り：江坂方面 各１基　計２基	
2	トイレ	緊急ボタンの設置 荷物用カウンターの設置 女子トイレ入口スロープの設置	
3	改札	車いす対応自動改札の設置 IC カード化への対応	
4	券売機	券売機の改良（車いす対応）	
5	ホーム	下りホームにインターホンを設置 非常通報装置の設置	
6	待合室	車いすスペースの確保	
7	案内システム	乗客案内システムの導入 視覚障害者誘導用ブロックの設置	
8	車両	連結部への転落防止装置の設置 文字案内装置の設置	

○整備内容

・江坂行ホームのエレベーターは、車いす利用者等が前進して退出できるウォークスルー型のエレベーターとする。

・千里中央方面行ホームのエレベーターは構造面から直角２方向型とする。

・エレベーターは、11 人乗り(1.4m×1.35m)とする。

・エレベーターには、視覚障害者等の利用を考慮し、開閉する側の扉を音声で知らせる装置を設置する。

※エレベーターの計画を図－８～１０に示しています。

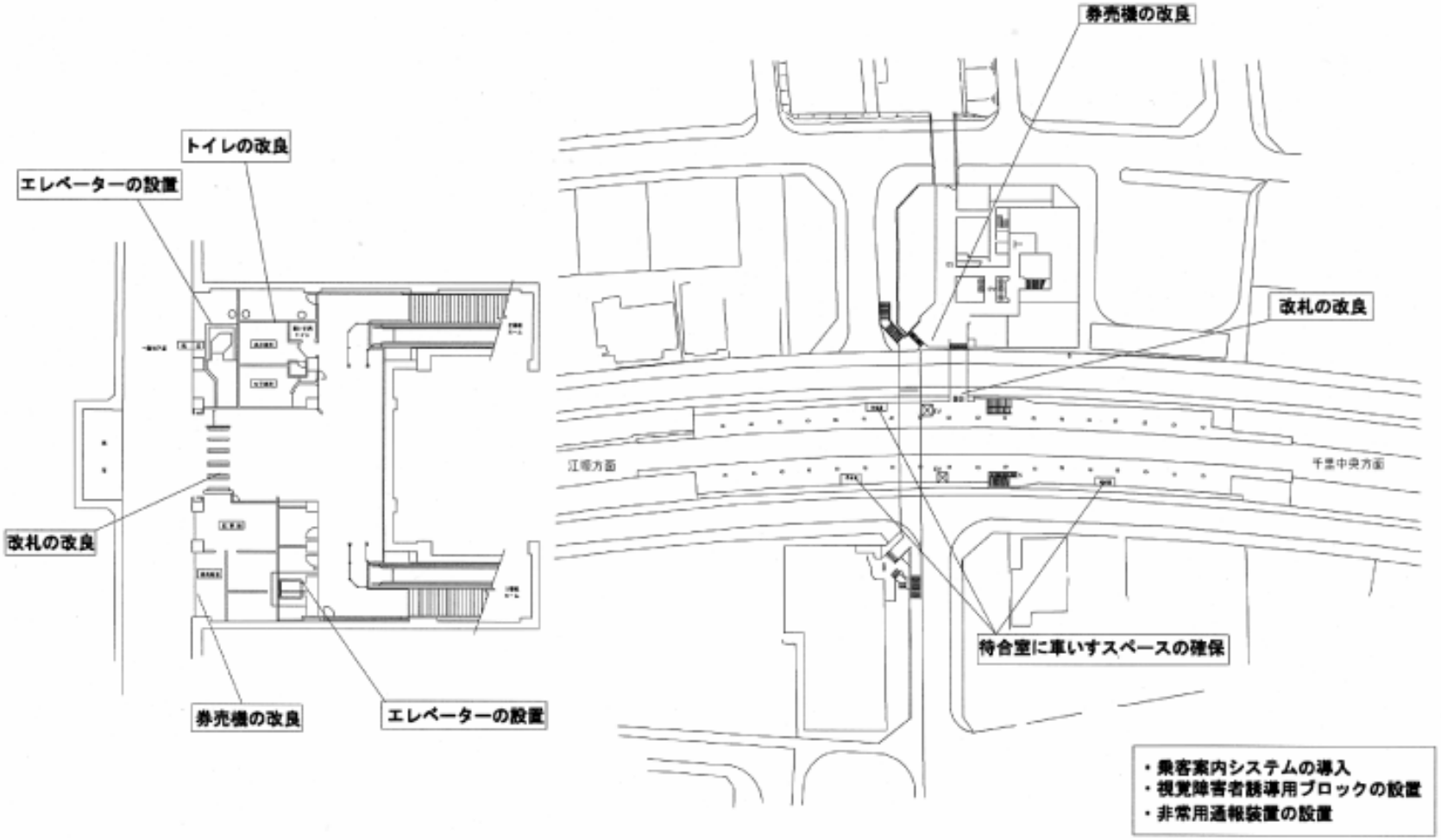

図－7　緑地公園駅地区バリアフリー化事業（駅）

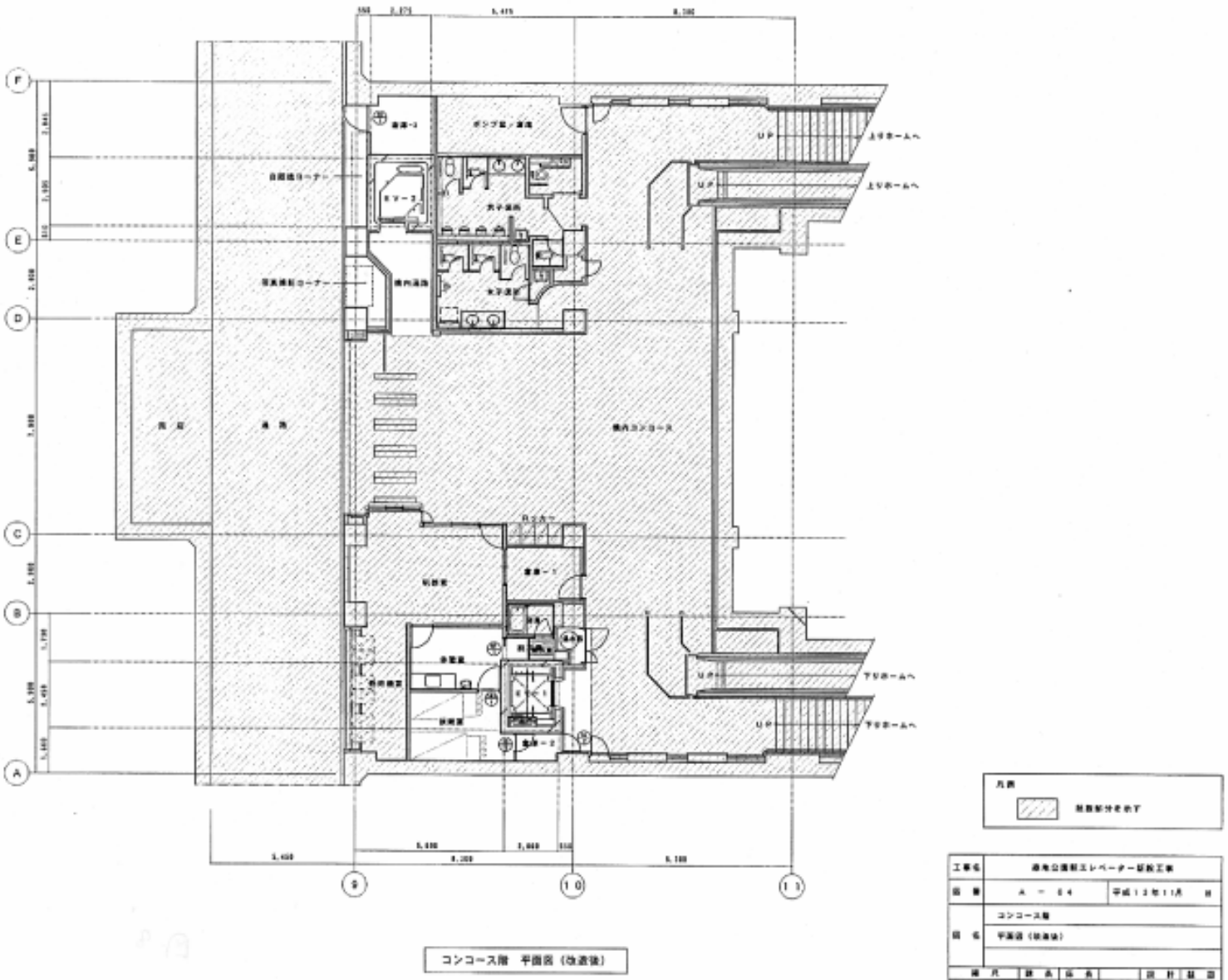

図－８　緑地公園駅　構内エレベーター計画図（平面図：中央改札階）

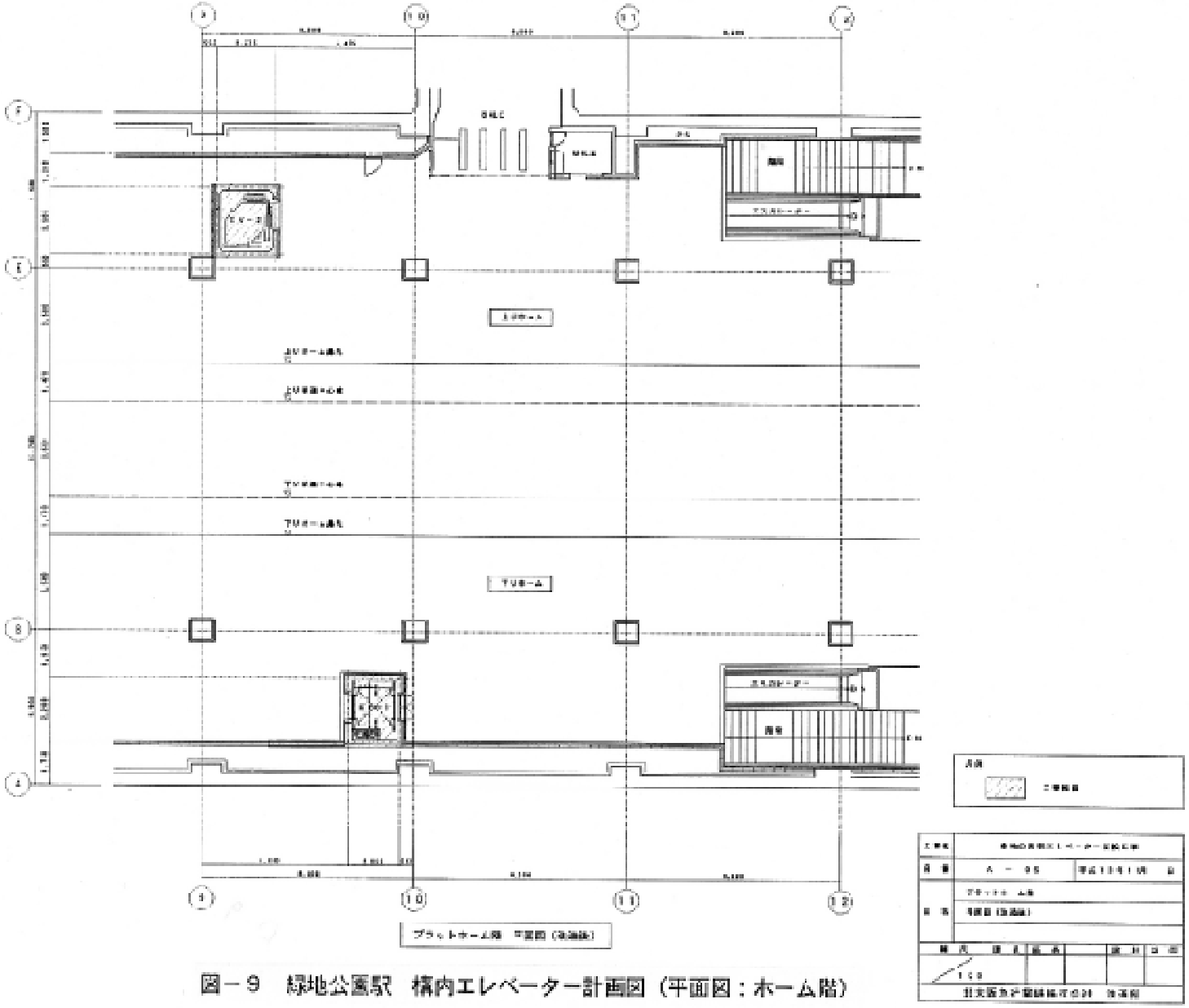

図－９　緑地公園駅　構内エレベーター計画図（平面図：ホーム階）

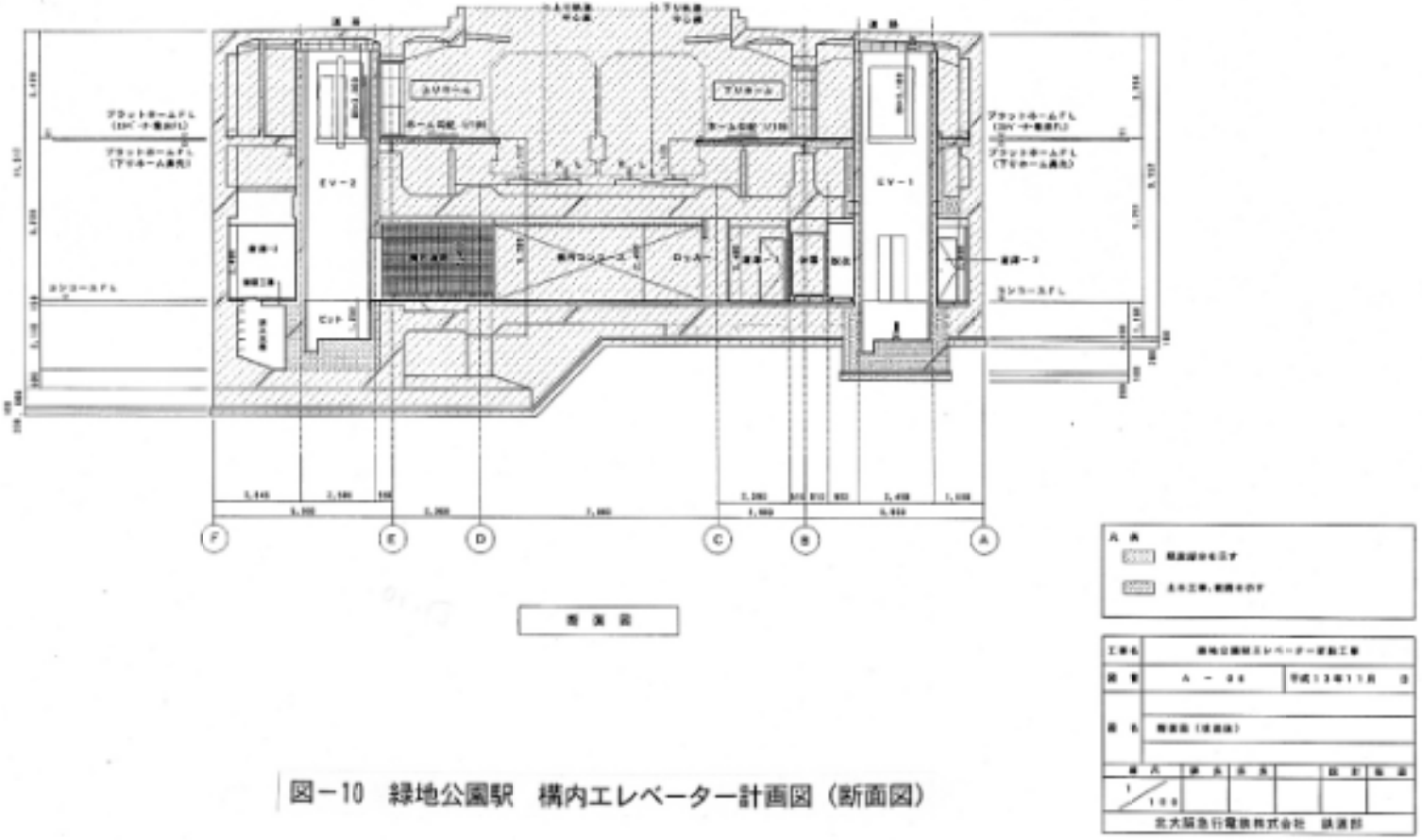

図－10　緑地公園駅　構内エレベーター計画図（断面図）

（２）道路特定事業

ａ）特定経路

路線	内容	H14　スケジュール　H22
東寺内町歩第２号線	エレベーターの設置（２基） 通路の設置 階段の改善 視覚障害者誘導用ブロックの設置 床面の改善	
緑地公園駅前線(一部)	駅前広場的整備 案内板の設置 視覚障害者誘導用ブロックの設置 歩道改良	
勝部寺内線(一部)	駅前広場的整備 案内板の設置 視覚障害者誘導用ブロックの設置 歩道改良	
寺内第１号線(一部)	歩道の設置 視覚障害者誘導用ブロックの設置	
東寺内線(一部)	視覚障害者誘導用ブロックの設置 歩道改良	
寺内第１４号線	地下道スロープの改良 視覚障害者誘導用ブロックの設置 歩道改良	

○整備内容

・エレベーターはウォークスルー型で、２台の車いす、ストレッチャー又は複数のベビーカーの乗車が可能で、東西の連絡強化を踏まえ、かご内の大きさは1.4m(幅)×2.7m(奥行)で27人乗りとする。

・エレベーターの出入口幅は1.0m以上とする。

・エレベーターには、視覚障害者等の利用を考慮し、開閉する側の扉を音声で知らせる装置を設置する。

・かご外からかご内が認識できるよう、かご及び昇降路の出入口の戸に、ガラス窓を設置し、かご内には監視カメラ及び外部と連絡できる装置を設置する。

・エレベーター作動中の防犯対策については監視カメラを設置する。

・エレベーターの地上出入口には、雨天時の利用に配慮し、上屋を設置する。上屋は隣接する駅ビルと接続する。

・歩道は有効幅員２m以上とする。

・歩道切り下げ部の歩車道境界縁石は２ｃmの段差で、天端がフラットなものとする。

・横断歩道に接続する歩道には、車いす利用者が転回できる幅1.5m以上のフラットな部分を設ける。

※エレベーターの計画を図－１２～１４に示しています。

b）歩行空間ネットワーク

本地区内の移動で、よく利用される歩行空間ネットワークについてもバリアフリー化を図るため、特定経路に準じて必要な歩道改良等を行います。

なお、事業内容については、今後現況詳細調査を行い、道路特定事業計画の中で明らかにします。

（３）交通安全特定事業

箇所	内容	H14 スケジュール H22
緑地公園駅西交差点	音響信号化	
服部緑地東交差点	音響信号化	
緑地公園駅東交差点	音響信号化	
駅周辺	迷惑駐車・駐輪対策	

（４）その他の事業

路線	内容	H14 スケジュール H22
服部緑地緑道	地上から緑道へのスロープの設置 駅ビル出入口スロープの改良 案内施設の改良・設置 視覚障害者誘導用ブロックの設置 通路改良 休憩スペースの改良	

※歩道改良又は通路改良とは、縁石段差、勾配、凹凸、舗装面、平坦区間、車止め、柵、案内標識等の改善を言う。

図－11　緑地公園駅地区　バリアフリー化事業（道路等）

図－12　東寺内町歩第２号線エレベーター整備計画（整備イメージ）

平　面　図　S=1/400

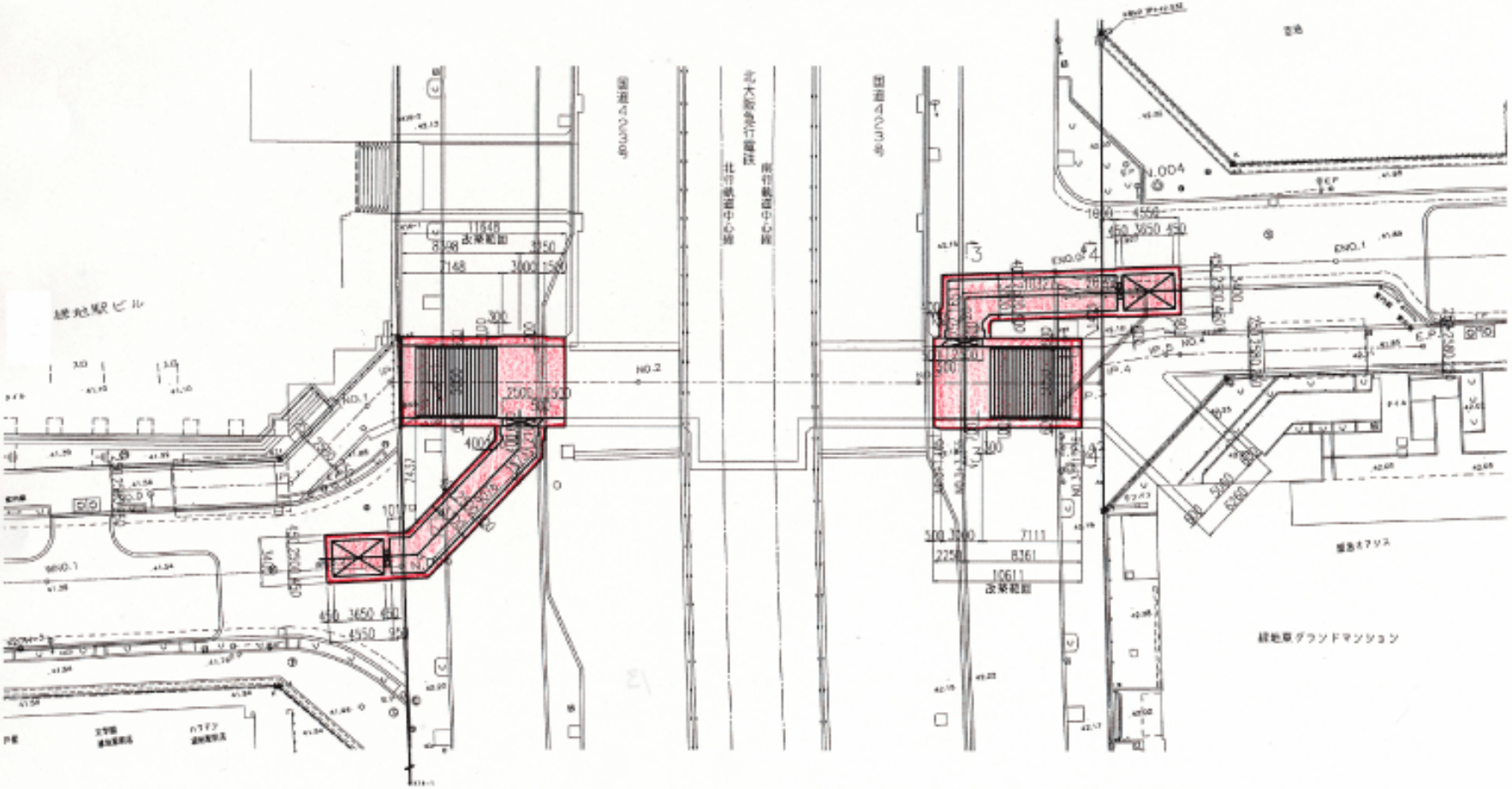

図－13　東寺内町歩第２号線エレベーター整備計画（平面図）

縦　断　図　S=1/400

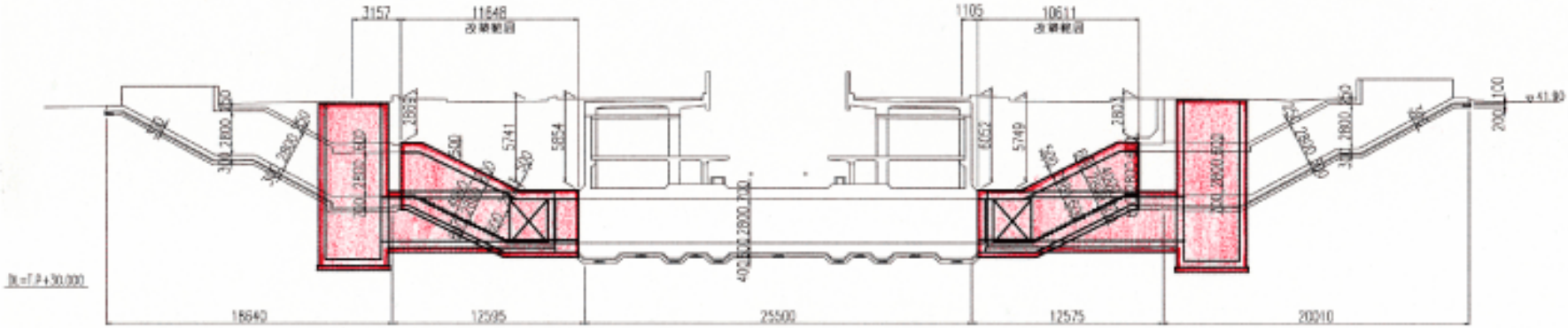

図－14　東寺内町歩第２号線エレベーター整備計画（断面図）

７．関連して実施する事業

交通バリアフリー法に基づくものではないが、関連して実施することが望ましい事業としては、次のとおりとします。

（１）西口改札のスロープの設置

西口改札を出て、隣接する駅ビル地下１階の自由通路を通り、緑道へ出るのが、服部緑地へ行く最も利用しやすいルートです。しかし、現在、西口改札には階段があり、バリアフリー化されたルートとなっていません。このため、ここにスロープを設置すれば良いのですが、駅ビル店舗との関係でガイドラインの基準の８％以下とすることは難しいのが現状です。そこで基準以上の勾配となるが、それでも設置した方がよいのかどうか当事者と協議し、検討します。

（２）市道寺内第１２号線の歩道設置

数少ない地区外への連結ルートである市道寺内第１２号線は、自動車及び歩行者が集中していますが、幅員が７ｍしかなく現状では歩道設置は困難です。しかし、地区全体の交通実態を踏まえ、地区内道路の一方通行化による歩道設置を検討します。ただし、基準を超えている縦断勾配の改善は、困難です。

（３）服部緑地の視覚障害者誘導用ブロックの設置

服部緑地公園のバリアフリー化計画に併せて、視覚障害者も利用可能となるように、地区外ではありますが、緑地公園駅から円形花壇まで視覚障害者誘導用ブロックを設置します。

（４）都市計画道路勝部寺内線の早期実現化

当地区と市の中心部との連絡強化を図るため、東西を結ぶ都市計画道路勝部寺内線の全線開通を目指し、早期に事業着手します。平成１４年３月現在、当該路線の計画延長 4,220ｍの内、未完成区間は 505ｍ。この箇所は、３ページの図－１の破線部分。

（５）バリアフリーマップの作成

当地区のバリアフリー化の完成にあわせ、バリアフリー化されたルートと周辺施設を示すバリアフリーマップを作成します。

８．長期的課題

現時点で事業化の計画はできませんが、今後長期的課題として取り組んでいくべき施策を次のとおりとします。

○　地区東西の連絡強化

国道 423 号により分断され、地区東西の連絡は、中央の改札口前地下道(市道東寺内町歩第２号線)、南の勝部寺内線の地下道及び北の国道 423 号の平面交差の３ルートに限られています。この連絡強化の一つとして、中央改札口前地下道(市道東寺内町歩第２号線)のエレベーター設置を行いますが、勝部寺内線の地下道の歩道拡幅及び勾配緩和、国道 423 号の平面交差点の改良並びに中央改札口前地下道(市道東寺内町歩第２号線)の拡幅などは長期的課題として取り組みます。

９．今後の進め方

（１）特定事業計画等

①公共交通特定事業計画

北大阪急行電鉄（株）が、交通バリアフリー法に基づき、対象となる駅及び車両、事業の内容、実施予定期間並びに実施に必要な資料及びその調査方法等を記載した公共交通特定事業計画を策定します。

②道路特定事業計画

豊中市（一部大阪府管理含む）が交通バリアフリー法に基づき、事業を実施する道路の区間、事業内容、実施予定期間及び配慮すべき事項等を記載した道路特定事業計画を策定します。

③交通安全特定事業計画

大阪府公安委員会が、交通バリアフリー法に基づき、事業を実施する道路の区間、事業内容、実施予定期間及び配慮すべき事項等を記載した交通安全特定事業計画を策定します。

④その他の事業計画

大阪府北部公園事務所が、バリアフリー化の事業箇所、事業内容及び実施予定期間等を記載した服部緑地公園整備計画を策定します。

（２）事業実施

それぞれの事業者が、事業計画に基づき事業を実施します。その際、詳細内容について当事者へ事前に説明することとします。

（３）今後の体制

特定事業計画の説明、事業実施に際しての当事者への説明、各事業者間の調整、西口改札スロープ設置の検討、市道寺内第 12 号線の歩道設置の検討、バリアフリーマップの作成、進捗状況の把握及び事後評価等を進めるため、「緑地公園駅地区バリアフリー推進協議会」を設置します。

１０．策定の経過

（１）委員会の開催

「豊中市交通バリアフリー基本構想検討委員会」の開催経緯 は以下のとおり。

○第１回委員会

日　時　：平成 13 年 9 月 5 日
場　所　：豊中市役所大会議室
参 加 者：４０人（内市民：１２人）
主な内容：交通バリアフリー法／委員会設置要綱／正副委員長の選出／豊中市の公共交通／検討の進め方／質疑応答

○第２回委員会

日　時　：平成 13 年 12 月 19 日
場　所　：豊中市役所大会議室
参 加 者：５４人（内市民：１９人）
主な内容：委員会設置要綱の改正／これまでの経過／緑地公園駅地区の概要／ワークショップの概要／バリアフリーに関する意見集約／緑地公園駅地区の問題／質疑応答

○第３回委員会

日　時　：平成 14 年 2 月 13 日
場　所　：豊中市役所大会議室
参 加 者：４８人（内市民：２０人）
主な内容：委員会設置要綱の改正／これまでの経過／豊中市交通バリアフリー化の基本方針(事務局素案)／緑地公園駅地区交通バリアフリー基本構想(事務局素案)／エレベーター計画／今後の予定／質疑応答

○第４回委員会

日　時　：平成 14 年 5 月 22 日
場　所　：とよなか国際交流センター
参 加 者：４７人（内市民：３３人）
主な内容：委員の紹介／これまでの経過／パブリックコメント／豊中市交通バリアフリー化の基本方針(案)／緑地公園駅地区交通バリアフリー基本構想(案)／ワークショップのアンケート結果について／今後の進め方／質疑応答

（２）ワークショップの開催

「交通バリアフリーワークショップ」の開催経緯 は以下のとおり。

○第１回ワークショップ「交通バリアフリーって何？」

日　時　：平成 13 年 10 月 29 日
場　所　：豊中市立中央公民館
参 加 者：５２人（内市民：３０人）
主な内容：これまでの経緯／「交通バリアフリーについて」の講演／緑地公園駅地区の概要／交通バリアフリーの構造基準／移動の際、困っていること等の意見交換／介助の方法や簡単な手話講習

○第２回ワークショップ「歩いてみよう！」

日　時　：平成 13 年 11 月 16 日

場　所　：緑地公園駅周辺

参 加 者：１３８人（内市民：５８人）

主な内容：緑地公園駅地区の現地点検調査

○第３回ワークショップ「どこが悪いの？」

日　時　：平成 13 年 11 月 27 日

場　所　：とよなか国際交流センター

参 加 者：７２人（内市民：４９人）

主な内容：バリアフリーに関する意見交換／緑地公園駅地区の問題点、課題に関する意見交換

○第４回ワークショップ「どうしようか？」

日　時　：平成 14 年　1 月 16 日

場　所　：豊中市役所大会議室

参 加 者：６３人（内市民：３６人）

主な内容：緑地公園駅地区の動向（駅構外のエレベーター計画、駅構内のエレベーター計画、服部緑地公園のバリアフリー化計画、複合福祉施設の計画）、改善案に関する意見交換

○第５回ワークショップ「こうなればいいな！」

日　時　：平成 14 年　1 月 29 日

場　所　：とよなか国際交流センター

参 加 者：５７人（内市民：３４人）

主な内容：豊中市交通バリアフリー基本構想の構成／音声誘導装置／取組の方向に関する意見交換

○第６回ワークショップ「これでいいのか？」

日　時　：平成 14 年 3 月 6 日

場　所　：豊中市役所大会議室

参 加 者：５９人（内市民：３７人）

主な内容：構想（案）の説明／意見交換

（３）パブリックコメント

募集期間　平成１４年３月１日（金）～平成１４年３月２９日（金）

募集方法　広報、ケーブルテレビ、ホームページ、ニュースレター、チラシ及びワークショップ等を通じ、募集

意見総数　１５０件

①豊中市交通バリアフリー化の基本方針（委員会素案）に関する意見　　８０件

②緑地公園駅地区交通バリアフリー基本構想（委員会素案）に関する意見　７０件

書面等で応募いただいた方　　３４人

ワークショップ「公開討論会」への参加者　５９人

※意見数は延べ数です。また第６回ワークショップでの意見も含んでいます。

（４）関係機関との協議

ａ）公共交通事業者

協議相手機関　北大阪急行電鉄株式会社

協議成立年月日　平成１４年５月２２日

協議相手機関　阪急バス株式会社

協議成立年月日　平成１４年５月２２日

ｂ）道路管理者

協議相手機関　大阪府茨木土木事務所

協議成立年月日　平成１４年５月２２日

協議相手機関　大阪府池田土木事務所

協議成立年月日　平成１４年５月２２日

ｃ）都道府県公安委員会

協議相手機関　大阪府豊中警察署

協議成立年月日　平成１４年５月２２日

ｄ）その他

協議相手機関　大阪府北部公園事務所

協議成立年月日　平成１４年５月２２日

（５）その他の経過

○当事者アンケート

平成１３年１０月～１１月に実施し、１５１人から回答を得た。詳細は付属資料参照。

○ニュースレター

平成１３年１０月１日に第１号を発行し、平成１４年５月２２日現在、第１２号まで発行。

○ホームページ

市のホームページに平成１３年１０月２４日から「交通バリアフリー基本構想情報サイト」を設けている。

１１．付属資料

付属資料としては、次のようなものがあります。資料は市道路建設課で閲覧又は市のホームページの「交通バリアフリー基本構想情報サイト」でもご覧になれます。

（１）　豊中市交通バリアフリー基本構想検討委員会設置要綱
（２）　豊中市交通バリアフリー基本構想検討委員会委員名簿
（３）　交通バリアフリー検討委員会等の予定
（４）　交通バリアフリー基本構想検討組織図
（５）　ニュースレターvol.１～１２
（６）　緑地公園駅地区の概要
（７）　当事者アンケートの結果
（８）　バリアフリーに関する意見集約
（９）　緑地公園駅地区の指摘事項
(10)　バリアフリーに関する意見と取組の方向
(11)　委員会素案に対する意見と考え方
(12)　ワークショップに関するアンケート調査結果

緑地公園駅地区交通バリアフリー基本構想

平成 14 年(2002 年) 6 月

発行：豊中市土木部道路建設課
〒561－8501　豊中市中桜塚三丁目 1 番 1 号
電話　（06）6858-2364
ホームページ　http://www.city.toyonaka.osaka.jp/